

平成 27 年 3 月 13 日
住宅局建築指導課・住宅生産課

東洋ゴム工業（株）が製造した免震材料の大臣認定不適合等について

1. 概要

東洋ゴム工業（株）が製造した免震材料である「東洋ゴム工業製高減衰ゴム系積層ゴム支承」について、①大臣認定の内容に適合しない製品を販売していたこと（大臣認定不適合）、②不正な申請書を提出し建築基準法に基づく性能評価・大臣認定を受けていたこと（大臣認定不正取得）が判明した旨、同社から国土交通省に報告がありましたので、お知らせいたします。

2. 内容

①大臣認定不適合について

東洋ゴム工業（株）が平成 15 年から平成 23 年にかけて大臣認定を受けた免震材料について、地震の揺れを抑える能力が大臣認定品よりも低い製品（具体的には、等価粘性減衰定数・等価剛性の平均的な製造ばらつきが大臣認定で許容されていた基準値±10%を超えていた製品）を販売していました。

・現時点で大臣認定不適合が判明：55 棟（販売された免震材料は 2,052 基）
した棟数（調査中）

・物件の所在地：宮城県 5 棟、福島県 1 棟、茨城県 2 棟、埼玉県 3 棟、東京都 5 棟、神奈川県 6 棟、新潟県 1 棟、長野県 1 棟、静岡県 3 棟、岐阜県 2 棟、愛知県 6 棟、三重県 4 棟、京都府 1 棟、大阪府 2 棟、香川県 1 棟、愛媛県 2 棟、高知県 9 棟、福岡県 1 棟

・物件の用途：共同住宅 25 棟、庁舎 12 棟、病院 6 棟、倉庫 4 棟、データセンター 2 棟、工場 2 棟、研究施設 1 棟、個人住宅 1 棟、事務所 1 棟、複合施設 1 棟

・物件の規模：15 階建て以上のものが 10 棟程度（最大で 30 階建て）

※構造安全性については現在調査中ですが、上記建築物のうち、東日本大震災時に宮城県仙台市宮城野区・青葉区（震度 6 強～6 弱の地域）に建設されていた 3 棟については、震災後に現地調査を実施した管理会社等から構造体に損傷は生じなかったとの報告を受けています。

②大臣認定不正取得について

東洋ゴム工業（株）が平成 18 年以降に免震材料の性能評価・大臣認定を申請するに当たって、上記①の大臣認定不適合製品が当該大臣認定に適合する製品であるものとして製造実績を提出し、新たな性能評価・大臣認定を受けていました。

・不正取得が判明した大臣認定数：3 件

・認定を受けた免震材料の名称：東洋ゴム工業製高減衰ゴム系積層ゴム支承

- ・ 認定番号 : 認定番号 MVBR-0317 (平成 18 年 10 月 25 日付け)
認定番号 MVBR-0343 (平成 19 年 4 月 26 日付け)
認定番号 MVBR-0438 (平成 23 年 10 月 25 日付け)
- ・ 指定性能評価機関 : (一社) 日本免震構造協会

3. 国土交通省における対応

(1) 大臣認定の取消し

不正取得に係る免震材料の大臣認定 3 件については、本日付けで取り消しました。

(2) 東洋ゴム工業 (株) に対する指示

本日、東洋ゴム工業 (株) に対して、次のことを指示しました。

- ①大臣認定不適合が判明した免震材料が設置された建築物の所有者に、その旨を早急に説明するとともに、当該建築物の設計者等の関係者と協力して、速やかに構造安全性の検証を実施し、その結果を国土交通省及び所轄の特定行政庁に報告すること。
- ②構造安全性の検証を踏まえ、必要なものについては免震材料の交換・改修その他必要な対策を速やかに実施し、その結果を国土交通省及び所轄の特定行政庁に報告すること。
- ③徹底した原因究明を行い、再発防止策を検討し、国土交通省に報告すること。
- ④東洋ゴム工業 (株) が保有する他の大臣認定について、改めて法適合性を確認すること。

(3) 特定行政庁に対する要請

本日、関係する特定行政庁に対して、大臣認定不適合が判明した免震材料が設置された建築物について、東洋ゴム工業 (株) からの報告を受けて、建築基準法上の不適合状況の確認、構造安全性の検証結果を踏まえた是正指導を行うよう要請しました。

(4) 建築物所有者等への対応

- ①東洋ゴム工業 (株) の「免震ゴムお客様ご説明窓口」
電話番号 : 0120-880-328 (24 時間無休)
- ②公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センターの相談窓口
電話番号 : 0570-016-100 (PHS や一部の IP 電話の場合は、03-3556-5147)
相談時間 : 10:00~17:00 (土日祝日を除く)

※住宅の品質確保の促進等に関する法律 (住宅品質法) に基づく住宅性能評価を受けている共同住宅等については、当該住宅性能評価の結果に影響が生じる場合もあります。

【問い合わせ先】

○建築基準法に関すること

国土交通省住宅局建築指導課 企画専門官 今村 敬 (内線 39-515)
企画専門官 高木 直人 (内線 39-532)
電 話 : 03-5253-8111 (代表)、03-5253-8514 (直通)
F A X : 03-5253-1630

○住宅品質法に関すること

国土交通省住宅局住宅生産課 課長補佐 中野 秀也 (内線 39-453)
係 長 野尻 真伸 (内線 39-421)
電 話 : 03-5253-8111 (代表)、03-5253-8510 (直通)
F A X : 03-5253-1629

【参 考】

めん しん たて もの 免 震 建 物

じしん ゆ
地震の揺れを
かわします

じしん
地震がくるとゆっくり揺れる

めんしんそうち
免震装置

めんしんそう
免震層

家具OK
照明器具OK
柱・はり異常なし

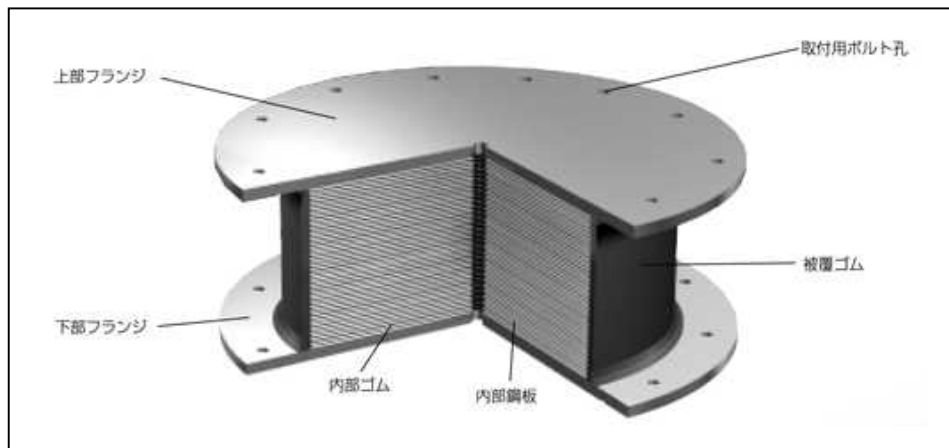
かんばん
看板OK
ドアOK

たてものないぶ
建物内部の状態

めんしんそうち
免震装置によってゆれを吸収するため、建物に伝わる揺れが少なくなり
家具などが倒れにくくなります。

出典：(一社) 日本免震構造協会

「高減衰ゴム系積層ゴム支承」のイメージ



東洋ゴム化工品 (株) ホームページより

※免震材料については、その品質が確保されるよう、全ての製品について大臣認定を受けることが必要とされています。(建築基準法第 37 条、平成 12 年建設省告示第 1446 号)

※大臣認定に当たっては、事前に、指定性能評価機関 (免震材料については (一社) 日本免震構造協会など) による性能評価を受けることとされています。(建築基準法第 68 条の 26)